

小諸市立小中学校の改築・再編について  
(答申)

小諸市学校教育審議会

令和3年4月14日

## 目 次

はじめに	1
第1章 児童生徒を取り巻く社会と教育の変化	2
第2章 小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組み（市教委へのヒヤリング等より）	2
1 小諸市の児童生徒の状況	2
2 小諸市の学校教育改善への取り組み	3
第3章 これからの時代を生きる児童生徒が育つ「より望ましい学校の姿」	4
第4章 児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進する学校の姿とは	5
1 児童生徒の学びを支える自信、意欲、協調する力、粘り強さ等の非認知的能力	5
(1) 児童生徒が自ら学習を進める原動力を生み出す取り組み	5
(2) よりよい仲間作りの中で自らの伸長を図る取り組み	6
(3) 学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組み	6
2 求められる資質・能力を育成し一人一人の学びを支える言語能力	7
第5章 「より望ましい学校の姿」の実現を図る学校運営の在り方	8
1 小中一貫性あるカリキュラムづくり	9
2 発達段階を踏まえた幼保小、小中、中高の接続	9
(1) 幼保小の連携を図り、一人一人の育ちを支える	9
(2) 「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」の解消に向けて小中をつなぐ	10
(3) 自分らしく学べる高校を選択できる能力を育てる	10
3 小中をつなぐカリキュラム・マネジメント	11
第6章 「一人一人」の学びを支える組織づくり（人・もの・こと）	11
1 学校教職員と行政サービスの集約	11
2 市民参加による教育の推進	12
3 ICT 機器の活用	13
第7章 「一人一人」の学びを支える環境を整える	13
1 保護者を支える相談体制、支援体制づくり	13
2 「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」に基づく学習と学校の環境整備	14
第8章 連携・一貫性のある教育の具体的な体制づくり	14

第9章 小学校の再編、通学区の見直し	16
1 芦原中学校区と小諸東中学校区について	16
2 芦原中学校区の小学校再編	18
3 小諸東中学校区の小学校の再編	19
4 再編に伴う配慮事項、および望ましい学校の実現に関わって	20
5 通学区の見直し	22
おわりに	24

## はじめに

小諸市内の小学校は、多くの建物が建築後 40 年以上を経過し、施設の老朽化が進行していることから、長期的な学校改築計画の策定が必要な状況となった。小諸市教育委員会は平成 28 年 12 月に長期的な学校改築計画の「たたき台」をつくるための検討組織として「小諸市長期学校改築計画検討会」を設置した。検討の結果は平成 30 年 1 月に提言書としてまとめられ、教育委員会に提出された。

その後、平成 30 年 5 月から 7 月にかけて、市内 6 小学校を会場として「長期学校改築に関する懇談会」、9 月に「長期学校改築に関する懇話会」を開催し、平成 30 年 11 月に「小諸市学校改築・再編基本方針」を定めた。

平成 31 年 3 月「小諸市学校改築・再編基本方針」に基づいてより具体的な小諸市立小中学校の改築・再編計画の推進を図るため、「小諸市学校教育審議会」が設置され、教育長から審議会に対して「小諸市立小中学校の改築・再編について」の諮問がなされた。

本審議会は「社会の動向」「子どもの育ちの状況、学びの状況」「小諸市の取り組み」を把握し、今後の学校教育推進の根拠が小諸市民に理解され、共有されるよう整理することを審議の方針とし、「小諸市学校改築・再編基本方針」に示された内容にそって「より望ましい学校の姿の決めだし」「小学校再編が必要な状況であるとの明確化」「小中一貫教育制度のあり方」と「小学校の再編、校区の見直し」について審議を行うこととした。

本審議会は、審議を終える令和 3 年 3 月までの間、新型コロナウイルス感染者の増加に伴う中断をはさみ 20 回開催している。この間、小諸市教育委員会事務局、学校教育課指導主事、教育支援センター所長、子ども育成課指導主事等からヒヤリングを行い、また、審議会委員の小・中学校長から全国学力学習状況調査等で成果を上げている取り組みを報告していただいた。さらに、小学校の授業や施設、運動会や文化祭の視察、参観を行うとともに、芦原中学校の研究授業、小諸東中学校での地域市民による学習ボランティアの様子について DVD で拝見させていただいた。こうした内容をもとに審議を進め、令和 2 年 3 月には 1 年の審議内容について中間まとめを行った。同年の 7 月 3 日には教育委員会が計画した「中間まとめ市民説明会」が開催され、出席した市民の皆さんから多くのご意見をいただいた。

これまで、未来を生きる小諸市の児童生徒に対して教育をどのような理念に基づいて推進するのかを探り、そのための望ましい学校の姿を描き、学校運営の在り方や組織づくりについて審議してきた。そして、その望ましい学校を実現するための小中一貫教育制度のあり方と小学校の再編を検討し、合わせて校区の見直しを進め、ここに取りまとめた。

今後、小諸市立小中学校の具体的な改築・再編計画が策定され、新しい時代に求められる学校教育が実現されていくことを期待している。

## 第1章 児童生徒を取り巻く社会と教育の変化

はじめに、今日の社会の変化とその変化に対応する教育の動きを捉え、何が今の児童生徒に求められているのかを探った。

- 急速に社会は変化し、社会で働く内容も環境もまた働き方も変わり続けている。これからの子どもたちには、こうした不確かで厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持って、他者と協働しながら未来を創り出していく資質・能力が求められている。
- 少子高齢化の時代である。これから時代を支える子どもの数が減少しており、小諸市の生産年齢人口は今後急速に減少していく。どの子どもも近い将来を担う大切な人材である。
- 求められる資質・能力が子どもたちに育つよう、学校教育の変革が始まっている。  
　<学力> 新学習指導要領では、学力は知識の量ではなく「活用できる知識や技能」「思考し判断し表現する能力」「学びに向かう態度や意欲」を3つの柱として捉えている。そして、学力を資質・能力という言葉に変え、バランスよく育成することを求めている。  
　<大学入試改革> 知識・技能だけでなく、思考し判断し表現する力を測ることへの転換を図っている。また、推薦入学を拡大し高い志や意欲を評価するようにしている。  
　<高校入試改革> 知識・技能だけでなく、思考し判断し表現する力を測ること、主体的に学習に取り組む態度を含め、「新たな社会を創造する」多様な資質・能力を評価する内容に転換を図ろうとしている。また各高等学校に特色をもたせ、生徒が志望校を選択しやすいよう、その特色を分かりやすく示そうとしている。
- 児童生徒には、求められる資質・能力の向上を図ることと、将来への希望や志を育み、自分らしく学ぶ高等学校を選択する力を育むことが大切なこととなってきている。

## 第2章 小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組み（市教委へのヒヤリング等より）

小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組みの現状について市教委へのヒヤリングを行うとともに、審議会委員となっている小・中の学校長より学力向上への取り組みの先進事例を伺った。内容は以下の通りである。

### 1 小諸市の児童生徒の状況

- 全国学力学習状況調査（平成30年）の結果を全国平均点と比較するとあまり差はないが、学力の育ちにはばらつきがある。思考力・判断力・表現力の育成が十分ではない（特に算数、数学）。「表面的な解答が数多く見られ、無答も多い。読み解き、自分で考え、判断していくことをあきらめる生徒の姿が見られる。自己肯定感も低い傾向がある。」という中学校の分析もある。
- 不登校児童生徒は中学1年生、2年生で急増する。平成29年、30年の状況を見ると小

学校 6 年から増加している。

不登校児童生徒の 15 名前後が教育支援センターを利用している。登校できなくなつた理由を日常の会話の中から拾っていくと「学校に行くのが面倒になった」とつぶやく生徒やその言葉に共感する生徒の存在がある。

- 通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が幾人も在籍している。反抗挑戦性障がいや複数の診断名のある児童生徒もいる。
- 小学校入学段階では子どもたちの心の育ちや理解の仕方にばらつきがあり、小学校 1、2 年生では特別に支援を必要とする児童が多い。また学級編制替えをする小 3、小 5 でも児童の不適応行動が多く現れやすい状況がある。

## 2 小諸市の学校教育改善への取り組み

- 資質・能力（学力）の向上に向けた取り組みは、現在は学校ごとに進めている。

＜成果の見られた先進実践例＞

・小学校算数

ただ答えを導き出すのではなく、言葉で考え方を説明できる力の育成に取り組む。一人一人の児童が学んだ知識を活用して解答にいたる筋道を書き表し、友達に説明する学習を積み重ねた。

・中学校数学

数学の授業と家庭学習を連動して学んだ内容の定着を図る取り組みをする。授業に合わせ 4 問から 5 問程度の問題を作って宿題に出す。加配の先生も加わり全生徒の宿題を点検し、一人一人の生徒に返す。必要に応じて個別指導をした。

・中学校 国語、社会科、道徳の授業を、ICT 機器を活用して行う。

生徒一人一人が端末機器（タブレット）に自分の考えたことを入力し、互いに伝え合い、検討し合い、それぞれに自分の見方や考え方を深めた。

- 英語教育について、小学校の取り組みは先進的であり speaking 能力の育成が期待される。ただ、これまでの取り組みでどのように中学生の speaking 能力が向上しているのかは明確に表れていない。

- 小諸市は「不登校未然防止のための学校への提言の柱とポイント」を作成して取り組みを進めている。その提言の柱 1 は以下の内容である。

提言の柱 1 「新たな視点に立った幼保小中の連携」

(1) 子ども達の発達過程に立ち、新たな視点で幼保小の連携

(2) 義務教育 9 年間を見通しての一貫性が見える具体的な取り組み及び小中連絡会の検討

(3) 小から中への具体的な移行支援の流れ

- 中学校では、不登校傾向の生徒を対象に支援室を設け、生徒が自分のペースで学べるように工夫した空間を作り指導する取り組みを進めている。また、不登校支援講師が各中学校に 2 名ずつ配置され支援に当たっている。

さらに、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーが県より配属

され連携して支援に当たっている。

- 小諸市は学校生活支援員 18 名、支援教員 7 名、教育支援センター支援員 3 名、適応指導員 3 名を配置し、支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活をサポートしている。
- 小諸市特別支援教育コーディネーター連絡会では幼保・小、小・中の情報交換を行っている。子ども育成課家庭相談員も就学相談を担当し、個別に移行支援を進めている。  
また、子ども育成課、保健師、厚生課との連携が力となってきている。
- 低学年児童に対して「M I M」と呼ばれる学習機能向上システムを導入し、配属された支援教員を中心として、一人一人の児童の学習能力の向上を図る取り組みを進めている。
- 学校教職員の負担軽減のため、県より部活指導員 4 人（各中学校 2 名）、スクール・サポートスタッフ 2 名が大規模校 2 校に配置されている。
- 各学校では信州型コミュニティ・スクールの取り組みが進められている。  
地城市民の協力を得て学習ボランティア等を導入し個々の児童生徒を支援したり、授業や総合的な学習、部活等の支援をしたりするなどの取り組みがある。また、通学路の安全確保を図る見守り隊が活動している。

### 第3章 これからの時代を生きる児童生徒が育つ「より望ましい学校の姿」

第1章、第2章で述べた社会の変化や教育の状況、小諸市の児童生徒や教育への取り組みの状況から、これからの時代を生きる児童生徒が育つ学校はどのような姿が望まれるのかを以下のように捉えた。

- 学力はその学校や学年の「平均点が高いかどうか」の問題ではない。学力はどの児童生徒にとっても自分の問題である。保護者にとっては我が子の問題である。どの子どもにとっても保護者にとっても、学力が向上することは願いである。  
学力は、先に述べた 3 つの柱に支えられた資質・能力として捉えられるようになり、評価も多様になった。どの児童生徒も小学校・中学校の学びを通して、求められる資質・能力を育み、自分の特性を理解し、将来への希望や志を持つことができるような力が育つ、学校の姿が望まれる。
- 小学校高学年から増加する不登校は、取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こりえることである。したがってその対策は全ての児童生徒を対象としたものになる。児童生徒だれもが学ぶ喜びや意欲をもって登校できるような未然防止の取り組みと不登校児童生徒の支援体制づくりが行われる学校の姿が望まれる。
- 特別支援学級はもとより通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が幾人も在籍している。どの児童生徒も共に学び育つ仲間であることを踏まえ、全ての児童生徒を対象として、互いの違いを尊重しつつ、一人一人に主体性や共感的態度の育つ特別支援教育が推進される学校の姿が望まれる。

どの児童生徒もこれからの社会を支える大切な人材である。児童生徒にとって「私がよりよく成長し、未来への希望や志をもつことができる」学校であることが何よりも望ましい学校の姿である。その望ましい学校の姿を実現するための取り組みは、その学校、その学年、その学級の児童生徒「一人一人」の資質・能力（学力）の育ちに目を向け、「一人一人」の学びを支える教育の推進を教育関係者のみならず市民の力も得て進めることを大切にしたい。



### 児童生徒「一人一人」の学びを支える教育の推進を図る学校

## 第4章 児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進する学校の姿とは

審議会では「学校がどのような取り組みを進めることができる子どもの学びを支え、求められる資質・能力（学力）を育むことになるのか」を、小諸市小中学校の先進的な実践事例や児童生徒の状況から探った。その中で、今後、学校が取り組むべきキーワードとして絞られてきたことが、児童生徒の「非認知的能力」と「言語能力」の向上という2つの言葉である。この言葉から児童生徒「一人一人」の学びを支える教育の推進を図る学校の姿を探る。

### 1 児童生徒の学びを支える自信、意欲、協調する力、粘り強さ等の非認知的知能力

【解説】 <非認知的能力> （平成29年国立政策研究所プロジェクト研究より）

非認知的能力とは試験等で評価する知識・技能、思考・判断・表現等の能力以外の能力を指す。

「自制心、意欲、自己肯定感、自信など自分の心を管理する能力」「協調性、共感する力、思いやりなど他者と協調する力」「最後までやり抜こうとするなど目標達成に向けた力」の三つの側面を持っているとされる。この能力が培われることがよりよい人生の実現につながるとされており、これから時代を生きる力の基礎として重要なものとされている。

#### （1）児童生徒が自ら学習を進める原動力を生み出す取り組み

報告のあった中学校の数学の実践では、生徒に課した宿題について、一人一人の生徒が解答してきたものを数学の先生方が点検し、継続して指導に当たってきた。当初学ぶことをあきらめがちな生徒もいたが、「自分のことを見ていてくれる」という先生への信頼感や取り組んだ手ごたえから「自分もやればできる」という自信、「取り組んでみよう」とする意欲等がどの生徒にも培われ、その結果、生徒の学力が向上した。

このように、「今、何がどこまでできるようになったのか」児童生徒も教師も共に理解することで、児童生徒に「次はもっとこうしてみよう」という意欲、「自分もやればできる」という学ぶ自信や自己肯定感の向上が見られるようになり、そのことが学習を進める原動

力を生み出し、結果として資質・能力（学力）の育ちに直接に結びついている。

意欲や自信、自己肯定感の向上が一人一人の学びを支えることになっているのである。こうした学びを支える力を育てる取り組みがこれからの学校には求められる。

### （2）よりよい仲間作りの中で自らの伸長を図る取り組み

小学校高学年や中学生になると仲間同士のつながりが濃くなる。こうした中でトラブルが増加し孤立する児童生徒も出てくる。いじめ等生徒指導上の問題や不登校が小学校高学年から増加する要因の一つとして、児童生徒間の人間関係によるものがあることが報告されている。

児童生徒が仲間と心をつなげ、意思を伝え合い、共感し理解し合う「コミュニケーション能力」や、他者と協調し、共に取り組む「人間関係形成能力」の向上は、よりよい仲間作りの中で自らを伸長させる力となり、新学習指導要領で示された主体的・対話的な「自分と仲間との」深い学び（アクティブ・ラーニング）を支えるものとなる。

こうした「コミュニケーション能力」「人間関係形成能力」は年齢を重ねれば自ずと育まれていくものではない。カリキュラムに位置付け、意図して段階を踏んで取り組んでいかなければ向上していくことは難しい。これからの学校に求められるのはこうした「コミュニケーション能力」「人間関係形成能力」の向上を図る意図的、継続的な取り組みである。

### （3）学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組み

小学校高学年や中学で増加する不登校児童生徒の支援は、「児童生徒が自分の進路を主体的にとらえ、社会的に自立すること」を目指している。この目指すところはどの児童生徒にも当てはまるものである。

児童生徒が自分の進路を主体的にとらえ、将来への希望や志を育むことができるようになるためには、様々な体験や地域・社会の人とつながる学習を通して、故郷への思いを深め、「自分はどのように社会と関わっていくのか、また、そのためには何を取り組めばよいのか」段階を踏んで考えを深め、志が生まれてくるような取り組みをすることが大切になる。こうした取り組みの中で児童生徒は自分の学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す。学ぶ意味や目標を見付けた児童生徒の学習意欲は高く主体的である。こうした姿勢もまた一人一人の学びを支えるものとなる。近い将来を担う大切な人材となる児童生徒に、こうした粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組みがこれからの学校に求められる。

- 上述した「学ぶ意欲」や「自己肯定感」「自信」、仲間と心をつなげ共感し理解し合う「コミュニケーション能力」、他者と協調し共に取り組む「人間関係形成能力」「目標に向かって粘り強くやり抜く姿勢」はいずれも心の働きであり、非認知的能力と呼ばれる能力である。
- 求められる資質・能力（学力）は、大人（教師、保護者、地域市民）が知識や技能を教えるだけでは身に付けることは難しい。児童生徒一人一人が意欲をもって仲間と共に

に取り組み、社会に目を向けて自分自身を伸長させていく学びの中で育ち獲得されていく。

こうした学びを支えていくものは、児童生徒の心の中に培われていく非認知的能力である。「より望ましい学校の姿」は、児童生徒一人一人に非認知的能力と呼ばれる心の育ちに支えられた学びが実現する学校の姿でありたい。

## 2 求められる資質・能力を育成し一人一人の学びを支える言語能力

### 【解説】<言語能力>

OECD の 2018 年学習到達度調査（PISA）では、数学的応用力や科学的応用力は高いものの、「読解力」と訳された能力は参加国 15 位と大きく低下したことが明らかになった。その「読解力」という言葉は、学習指導要領においては「思考力、判断力、表現力」という言葉で示され、求められる 3 つの資質・能力（学力）の一つとして位置付けられている。「思考力、判断力、表現力」とは、児童生徒が情報を読みとり、筋道を立てて考え、判断して表現するまでを、自分一人で進めることができる能力のことである。

平成 29 年に示された学習指導要領ではこうした能力が育成される学習活動（読み取る、頭で考え判断する、書き表す、伝える）はすべて言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成を重視して言語活動を充実させることとしている。

### <「考えた筋道を書き表し、伝え合う学習」を支える言語能力が育つ取り組み>

報告のあった小学校算数の実践では、自分はどのような筋道で問題を解いたのかを友達にも分かるように言葉で書き表す取り組みをしている。算数の問題を解くとき、問題の文章や図、グラフを読み取ることも、これまでに学んだ知識を活用して解き方を考えることも、判断して書き表すことも探究活動はすべて言語で行われるものである。言語能力を育てることが、思考力・判断力・表現力を育てることになり、活用できる知識や技能が身に付くことになる。

- 答えはすぐに出せても自分の解き方の筋道を書き表すことは始めからだれもができるものではない。段階を踏み、繰り返し指導を積み重ねる中で言語能力が少しづつ育っていくと、知識を活用して考える力や自分で筋道を通して表現する力がどの児童にも培われる。その中で一人一人の学びが産み出されるようになり、算数の能力が向上することが報告されている。
- これは算数ばかりでなく、他の教科でも同様である。また、豊かな心の育ちも、人と人がつながることも言語が支えとなっている。

高校入試改革や大学入学共通テスト実施においても、思考力・判断力・表現力の能力が育成されているかを重要視している。そうした意味でも言語能力の向上は重要なっている。

- 言葉が豊かにならなければ、考える力も、理解する力も向上しない。人と心をつなげる力も向上しない。求められる資質・能力（学力）が育つ学びは、言語能力の向上に

支えられて成立している。「より望ましい学校の姿」は、こうした言語能力の向上に支えられた学びが実現する学校の姿でありたい。

## 第5章 「より望ましい学校の姿」の実現を図る学校運営の在り方

小学校、中学校それぞれの実践事例からは、児童生徒一人一人の学びを支えているのは教師の献身的な取り組みによるものであることが分かる。こうした取り組みによって、児童生徒の心の中に育まれる「非認知的能力」や「言語能力」といった力は、どの児童生徒にも、この後も長く自身の学びを支えていく力となることが期待される。ただ、こうした取り組みは個々の教師や教科会の努力に任せられているところが大きく、なかなか学校全体の取り組みとはなりにくい。

これまで学校における授業や学級運営は、多くの場合、教科担任、学級担任それぞれの指導観に基づく独自の指導に任されてきた。「先生によって指導方針が違う」と言われるのはそのためである。こうした中にあって、十数年前より各学校の教育成果について説明責任が求められるようになり、学校は目標を設定して教育活動を行い、どの程度の成果が得られたか評価し、公表するようになった。しかし、これまで長きにわたって教科や学級が一人の教師の指導に任されてきた歴史の中で、全教職員が学校の重点目標に向かって同じような意識で同じ方向性をもって指導し、「どのように目標が達成できたのか、あるいはできなかったのか」「何が育ったのか」を問い合わせ続ける体制づくりが進んできているかといえば、必ずしもそうではなかった。

「非認知的能力」や「言語能力」といった能力の向上は、年齢を重ねれば自ずと育つわけではないことは前述の通りである。求められる資質・能力（学力）が段階を踏んで児童生徒に育つように計画的、継続的に指導していくための「より望ましい学校の姿」の実現は、現在の学校運営の仕方だけでは難しいという指摘がなされた。

ここでは、さらに推し進めて、<「小中一貫性あるカリキュラムづくり」と「カリキュラム・マネジメントの推進」ができる学校の体制と運営>を提案する。

### 【解説】<カリキュラム・マネジメント> 平成29年改訂 学習指導要領より

第1章 総則の第1「教育の基本と教育課程の役割」の項では以下のことが示された。

- 各学校においては、児童や学校域内の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
  - 教育課程の実施状況を評価して改善をはかっていくこと
  - 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通じて教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

## 1 小中一貫性あるカリキュラムづくり

- 求められる資質・能力の育成や学びを支える非認知的能力、言語能力の向上は、一つの教科で取り組んでもすべての児童生徒に達成できるものではない。どの教科でも、総合的な学習の時間でも、また、運動会や文化祭等の行事、特別活動、部活等でも横断的に同じ姿勢で取り組むことの大切さが指摘された。
- また、求められる資質・能力の育成や学びを支える非認知的能力、言語能力の向上は、成長の段階を踏んで指導することが必要である。一つの学級、一つの学年だけで取り組んでも、指導する学級担任や教科担任が変わり、指導の方向が変わればそこで途切れてしまう。同様に小学校で育成し向上させても、中学校で育成、向上させなければやはり途切れる。逆に中学校で育成、向上させようとしても、小学校段階の育ちがなければ指導は困難となるという指摘もなされた。
- 現在、各学校における取り組みの中には、すでに児童生徒「一人一人」の育ちに寄り添って指導を進め、成果をあげた実践事例が幾つもある。ただ、その成果が学校全体で、また小学校・中学校間で、あるいは小諸市全体で共有され、児童生徒の学びを支える新たな取り組みを生み出すまでには至っていないのが現状である。

これからの中学校は、「児童生徒がどのように育つことを目指すのか」目標と指導の方向をすべての学校職員で共有し、教科等を横断して共に取り組むことが求められる。また、児童生徒の育成と向上が成長の段階をおってなされることから、小学校と中学校の9年間を通してどのような学びの筋道と教師の指導とで育てていけばよいのか、連続的・系統的に実践する一貫性のあるカリキュラムをつくり、同じ方向性をもって計画的に指導に当たる学校体制づくりを進めることが大切であると考える。

## 2 発達段階を踏まえた幼保小、小中、中高の接続

一貫性あるカリキュラムづくりの中で特に注意を払いたいのが幼保小、小中、中高の接続の在り方である。この点について多くの意見が出されたので以下にまとめる。

### (1) 幼保小の連携を図り、一人一人の育ちを支える

- 小学校に入学してくる児童は、言語、身体機能、心の育ちにばらつきが大きく不適応をおこす児童も多い。現在は小学校入学前に子ども育成課家庭相談員も就学相談を担当し、個別に移行支援を進めている。ただ、就学への支援や配慮を行って小学校生活をスタートさせても、低学年で学びのつまずきが起こり、そのつまずきが中学校にまで続いてしまうこともある。こうした傾向は小諸市に限ったことではない。

平成29年に示された学習指導要領では、幼稚園・保育園と小学校が連携を進め、幼稚園や保育園の活動から小学校の学びへ段階を踏んで移行できるよう、小学校低学年にスタートカリキュラムの編成が求められるようになった。

今後、さらに段階に沿った様々な移行の活動を通して、手足を動かして考える、話す、

読む、書く、数える等の力を育成し、「自分にもできる」「取り組む楽しさ、物事の面白さが分かる」「意欲が持てる」「仲間と協力できる」等の心の発達を促し、入学当初から非認知的能力を向上させていくカリキュラムをつくることが求められる。

また、こうした取り組みの中で育ちの状況を評価し、一人一人の児童のもつ良さを伸ばし、つまずきの状態に応じて支援する取り組みを進め、どの児童にも学ぶ基礎が育まれていくカリキュラム・マネジメントの実施が求められる。

### (2) 「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」の解消に向けて小中をつなぐ

- 「学校に行くのが面倒になった」「気力が出ない」と答える生徒の背景の一つに、小学校からの学びがつまずいてしまうことや、学習量・内容・学び方の小中の違い等により、自分で学習を進めることができ難くなったり、学ぶことへの意力が持てなくなったり、学ぶことをあきらめてしまったりすることが考えられる。いわゆる「学びのギャップ」である。
- もう一点、「中学校は居心地が悪い」「窮屈を感じてしまう」とする生徒の言葉も報告されている。その背景には中学校は学校生活が忙しく、時間に追われることが多いこと、生徒指導上の問題が多くなることから生徒集団のきまりも厳しくなることなど、小学校とは違う学校の雰囲気、学校生活の仕方に戸惑いが生まれることが上げられる。これも小中の「学校生活のギャップ」となる。
- 小諸市は不登校未然防止に向けて幾つかの提案をしている。その提案の第一に「義務教育9年間を見通しての一貫性が見える具体的な取り組み」「小から中への具体的な移行支援の流れ」をあげている。

すべての児童生徒が、学び方、生活の仕方、行動の仕方を成長の段階を踏んで身につけ、9年間を通して学ぶ意欲や自信、やりぬく心や自立心等が育つ一貫性のあるカリキュラムづくりと、カリキュラム・マネジメントの実施が求められる。特に小学校高学年と中学校1年の接続の場面では、自分の学び方、生活の仕方等について考え、段階を追つて自立を図っていく指導が求められる。

### (3) 自分らしく学べる高校を選択できる能力を育てる

- 新しい形での高校入試が令和7年春から導入されることが令和2年1月に県教育委員会より伝えられた。これまでの基本構想では「中学校段階で身に付けた『新たな社会を創造する力』が正しく評価され」と記述されている。普通高校の学習内容も、カリキュラムや学び方に特色をもたせ、『新たな社会を創造する力』を連続的に身に付けていくことを目指している。  
こうした高等学校の変革により、中学生には、求められる資質・能力(学力)を育み、自分らしく学ぶ高等学校を選択する力を育てていくことが求められる。

求められる資質・能力(学力)や高等学校を選択する力は中学校のみで育つものではない。

小学校段階から意図して育んでいくことが大切になる。特に、地域社会とのかかわり含めて視野を広げ、仲間と取り組む学びを通して将来への希望や志を培っていくことは高等学校を選択する力を育てる上では大切なこととなる。ここにも育ちの段階を追って学ぶことができる小中一貫したカリキュラムが必要となる。

特に中2、中3ではそれまでの学びや体験をもとに自己理解を深め、将来への希望をもつて高等学校を選択することができるようしていくカリキュラムをつくり実施することが求められる。

### 3 小中をつなぐカリキュラム・マネジメント

- 英語教育については、小学校の取り組みは先進的であり、小学校と中学校の9年間の学びを通じて speaking 能力が一人一人の児童生徒に育っていくことを期待したい。
- 英語教育に限らず、児童生徒に求められる資質・能力が育成されていくためには、カリキュラムや指導体制、支援体制が整っただけでは十分でない。実施をすると、必ず困難点や不都合な点、見落としていた点、付け加えたい点などが見付かり、そのままではなかなか成果が上がらないからである。

これからの中学校は、小学校・中学校で、段階を追った目標に沿って「今どのように、どの程度に資質・能力が育ちつつあるか」の評価を行い、その成果と課題を小学校・中学校で共有し、互いに取り組みを確認し、改善し、先を見据えて計画的に指導していくことが求められる。いわゆる「カリキュラム・マネジメントの推進」である。児童・生徒一人一人の確かな資質・能力(学力)の育ちと非認知的能力、言語能力の向上はこうした取り組みの中で実現される。小学校と中学校間の一貫性のあるカリキュラム・マネジメントを推進できる学校運営の仕組みを整えたい。

## 第6章 「一人一人」の学びを支える組織づくり（ひと・もの・こと）

ここでは「求められる学校の姿」を実現していくためには、教育を支える「ひと・もの・こと」をどのように組織していくべきのか、現在の学校の取り組みを基にして提案する。

### 1 学校教職員と行政サービスの集約

- 中学校数学の実践では問題づくりや一人一人の宿題を採点するため、加配された教師もフルに活用してチームをつくり、多くの時間を使って取り組んでいる。また、小学校の実践では児童一人一人が書き表した内容を評価し指導することに教師は多くの時間を費やしている。求められる資質・能力の育ちや言語能力や非認知的能力の向上を図る取り組みには多くの人手や時間が必要であることがわかる。

現在は先にも述べたように学校職員の献身的な努力によって行われているが、全ての学級、教科、学校で推進することには人手や時間の確保に難しさがあるのが現状である。今後は、児童生徒数の減少から学校職員も減少していく状況にあり、さらに人手

や時間の確保が難しくなっていく状況も伺える。

- また、学級を一人担任制とせず、複数担任制、学年担任制にしたり、小学校高学年での教科担任制や中学校教師とのチームティーチングを実施したりするなど、教職員が目標と指導の方向を共有し、チームとして取り組む先進事例が幾つも報告されている。こうした取り組みを導入するためには、人手の確保がこれまで以上に必要となる状況も生まれてくる。

小学校再編に当たり、限られた予算や人員の確保の中で「一人一人」の学びを支える教育への転換を図り一貫した教育を進めるためには、学校職員の配置を集中させ、一学年、一教科に必要な教員数を確保し、協力連携して指導に当たることができるようになることが求められる。

現在行政のサービスの面では、長野県と小諸市から学校生活支援員 18 名、支援教員 7 名 スクール・サポートスタッフ 2 名（小 1 名）が学校の状況に合わせて配置されている。小学校の再編に当たり、中学校を含めて 1 校への配置を多くし、学年や教科がチームをつくり、協働して「一人一人」の学びを支える教育の体制づくりを進めたい。

## 2 市民参加による教育の推進

- 学校職員の配置や行政のサービスを集中したとしても、学校の力だけに頼ることには限りがある。これまででも、学校は地域市民の協力を得て信州型コミュニティ・スクールの取り組みを進め、学習ボランティア等を導入し個々の児童生徒を支援したり、授業や総合的な学習の時間、部活動等の支援をしたりするなどしている。また、通学路の安全確保を図る見守り隊も活動している。「一人一人」の学びを支える教育を推進するには、保護者や地域市民がこれまで以上に学校と連携して取り組むことが不可欠となる。
- 特に、一人一人によりきめ細かい支えが必要となる低学年の児童や特別な支援を必要とする児童生徒、学びにつまずいてしまったり、心が折れそうになってしまったりする多様な児童生徒等への学習ボランティアは益々必要とされるものになる。また、児童生徒が、様々な体験や人とのつながりを通して自分が育つ社会に目を向け、小諸を愛し、自分の進路について考えを深めていく学びへの支援、小学校再編に伴ってさらに必要となる通学路の安全確保を図る見守り隊、部活動支援員なども益々大切なものとなる。

こうした一人一人の児童生徒を支える活動への市民参加や信州型コミュニティ・スクールの組織を今後さらに充実させていくことが求められる。

全国的には、地域学校協働活動を推進し、多くの市民が児童生徒の教育活動に参加・支援する事例がいくつもある。こうした活動は、児童生徒の育成と同時に、学校を核とした町づくりともなっていることが報告されている。多くの市民が児童生徒との関わりを通して地域の活性化を図る上でも、市民参加による教育の推進を大切にしたい。

### 3 ICT 機器の活用

- 児童生徒「一人一人」の主体的な学びを実現するため、ICT 機器を活用した授業が効果を上げているという報告が複数あった。生徒が自分の考えをタブレット等の端末に入力し、その考えを電子黒板やタブレット間で共有し、互いに検討し深め合う学びを進める授業などである。このような生徒が主体的に協働して取り組む学習は、言語活動を充実させ、一人一人の学びを支えるとともに、思考力・判断力・表現力の育成を図るものとなっている。
- また、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、だれもが自分の進歩の状況や課題に合わせて個別学習を進めることができるようするためにも、ICT 機器の活用は益々大切なものとなる。
- 令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の流行が始まった年である。2 月末には緊急事態宣言が出され、3 月はじめには日本全国の学校が休校となった。令和 3 年 2 月の時点でも流行は収まる気配を見せていない。「with コロナ」という言葉も生まれ、コロナ禍での生活や社会の在り方が模索されている。

児童生徒にとって新型コロナウイルス感染症の流行による休校は「学校で学ぶ権利」を脅かしかねないものとなっており、「学びの保障」が強く求められている。その中で注目されているのが、ICT 機器を活用したオンラインによる授業である。そのような授業を実施するためには、全ての児童生徒の家庭に端末があり通信環境が整っていることが必要である。ただ、現在は難しい状況にあることが課題となっている。この課題について解決策を探り、ICT 機器を活用した緊急時の「学びの保障」の実現に向けて取り組むことは、すぐにでも進めなければならないことである。

ICT 機器の活用は、教員の「人手」と「時間を必要とする指導や仕事」を軽減するだけでなく、どの児童生徒も自ら学習を進め、求められる資質・能力（学力）を伸長することに寄与することが期待される。また、緊急時の「学びの保障」ともなる。そのためにも ICT 機器の充実と活用のための取り組みを迅速かつ積極的に推進したい。

## 第 7 章 「一人一人」の学びを支える環境を整える

審議会では、一人一人の児童生徒の指導の在り方を考えるとき、児童生徒の学びの在り方に目を向けるだけでなく、保護者支援も大事な要素として留意しながら、子どもが育つ環境を整備することが大切であることが指摘された。

### 1 保護者を支える相談体制、支援体制づくり

保護者の皆さんのが日々心を痛め、悩みを抱えながら子育てに当たられている状況がある。児童生徒一人一人の学びを支える一番の人的な環境は保護者である。保護者の皆さんのが悩みに寄り添いながら、子どもの健やかな成長を促すため、現在、学校教職員、教

育支援センター、教育委員会子ども育成課、保健師、厚生課等が連携して様々な取り組みを行っている。

今後はさらに、教育支援センターの相談機能の強化をはじめ、必要に応じて臨床心理士や保健師、専任特別支援教育コーディネーター、ボランティア等の必要な人員の配置やあらたな導入により支援体制を整備していくことが必要である。

児童生徒の育ちの状況は益々多様化している。学校職員と多くの人々の連携によって、保護者を支援しつつ、一人一人の児童生徒への願いを共有しながら小学校低学年から中学校までとぎれることなく指導をつなげる息の長い取り組みを進めが必要である。

## 2 「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」に基づく学習と学校の環境整備

「合理的配慮」や「ユニバーサルデザイン」は、特別な支援を必要とする児童生徒が、学習に見通しをもち、落ち着いて学べることを目的としたものである。このような考え方に基づく学校環境や学習環境づくりは、該当する児童生徒だけではなく、すべての児童生徒にとって心地よく、主体性や意欲、共感的態度、自己肯定感が育つ学習環境づくりにつながる。

これまでも「合理的配慮」や「ユニバーサルデザイン」に基づく学校環境や学習環境づくりが唱えられてきたところであるが、それが十分に周知され、学校全体の具体的な取り組みとして進められ、定着しているとは言えない状況にある。

「私がよりよく成長し、未来への希望をもつことができる」学校であること、どの児童生徒も共に学び育つ仲間であることを踏まえると、こうした一人一人の学びが支えられ、どの児童生徒も育つ学校環境や学習環境整備が小学校・中学校で一貫して推進されることが望まれる。

## 第8章 連携・一貫性のある教育の具体的な体制づくり

小中一貫教育制度のあり方についての検討は、「小諸市学校改築・再編基本方針」にもりこまれ、この審議会において答申することが求められている項目の一つである。これまでの審議を通して、これから時代を生きる児童生徒が育つ「より望ましい学校の姿」について議論を深め、その「より望ましい学校の姿」が実現するために小中一貫教育制度導入は必要か検討してきた。その審議を通して以下のような結論に達した。

一人一人の児童生徒に求められる資質・能力（学力）が育まれ、学びを支える「非認知的能力」や「言語能力」の向上が図られるようにするためには、小中9年間を通して連続的・系統的に教育を進めるカリキュラムをつくり、全職員で指導に当たるとともに、小学校・中学校間で一貫した計画性のあるカリキュラム・マネジメントを推進することが大切である。この考えは小中一貫教育の理念と重要な部分で重なっており、これから的小諸市で育つ児童生徒のためには小中一貫教育制度の導入は必要であると考える。

**【解説】<小中一貫教育>**（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成に関する手引き」より）

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有して、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育である。

具体的には、一人の校長の下で教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（**義務教育学校**）と、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（**併設型小学校・中学校** 単一市町村内実施）の2つある（3校以上が連携・接続する形態がありうる）。なお、いずれの形態においても、施設一体型、隣接型、施設分離型といった施設形態がある。

「解説」に示したように、单一市町村で進める小中一貫教育の形態は「義務教育学校」と「併設型小学校・中学校」の二通りある。どのような形態が近い将来の小諸市で実現可能かを以下のように考えた。

- 児童生徒が学年を越えて交流しながら「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」を解消し、学ぶ力の向上を図りながら求められる資質・能力（学力）を育てていくためには、また、小中学校の教職員が情報を交換したり、指導の在り方を検討したり、評価と改善を考え合ったりすることを効率良く進めるためには、施設一体型の義務教育学校にすることが理想的であると考える。
- しかし、現在小諸市の芦原中学校、小諸東中学校ともに改築しておよそ二十年、二十数年とまだ新しく、改築や移転の時期とはなっていない。また、両中学校に小学校を増設して義務教育学校にする敷地を確保することも難しい状況にある。  
このように施設一体型の義務教育学校を近い将来において建設することが難しい状況にあることを考えると、芦原中学校と小諸東中学校を学区とする併設型小学校・中学校の形態で小中一貫教育を推進することが望ましいと考える。
- したがって、小学校再編は併設型小学校・中学校の形態を実現することを念頭において進めることとする。再編により小学校を新設する場合は少しでも中学校に近いことが望ましいと考える。
- 施設一体型の義務教育学校は、将来中学校の改築等が必要となった段階で、その時の児童生徒数の状況、地域や社会の状況等を踏まえて検討するものとする。
- ただ、小中9年間を通して連続的・系統的、計画的に実践する一貫性のある教育は、小学校の再編が完了するのを待つのではなく、一年でも早く実施していくことが大切である。現在進めている小中連携の取り組みを核としながら、小中学校の接続（5年、6年、中1）を中心に、小・中学校間で目指す子ども像を共有し、同じ方向性をもってカリキュラムの編成、実施、マネジメントを行う取り組みを組織化し、推進することを考えたい。
- また、小中一貫教育を導入するに当たっては、目標、カリキュラムの設定、実施方法、マネジメント等の一貫教育の進め方を研究し構築する組織を一刻も早く設けるとともに

に、並行して小・中学校職員の研修や連絡・交流を計画的に進めることが望まれる。

- 平成 31 年 1 月 25 日付けで中央教育審議会より、学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申がなされ、同時に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が出された。今、国が指導する形で学校における働き方改革が進められている。

小中一貫教育を導入し、児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進するには多くの時間と人手を有することは先に述べた通りである。小学校再編にあたり学校職員と行政サービスを集約したとしても教職員への負担が大きくなる可能性がある。学校における働き方改革が進行する中で、教師の負担軽減を図っていくためには、学習ボランティア等市民参加による学習支援や部活動支援のあり方、ICT 機器の活用、学校事務の見直し等を含めた学校運営の在り方についても研究し、学校職員と市民とが互いに理解し合いながら協働して子どもの学びを支えていくことができるよう考えたい。

- なお審議の中では、国の義務教育規制緩和の中で様々な形態による私立の小・中学校が設立されてきている状況があることなどをふまえ、小学校再編や小中一貫教育の導入を契機に、個々の子どもの様々な教育的ニーズに応える小規模な形態の小中一貫校を導入することについても議論がなされた。

ただ、本審議会は「小諸市学校改築・再編基本方針」に沿って一定の児童数と規模（「1 学級の児童数が 20～30 人前後」「1 学年の学級数が少なくとも 2～3 学級」）の確保を前提として審議を行い、学校教職員と行政サービスの集約の観点を決めだしてきたことや、小規模の小中一貫校についてはさらに研究し時間をかけて審議を深めることが必要になること等を考慮し、本審議会で結論を出すことは控えることとした。将来的な教育の動向により、必要に応じて検討が可能なものとしておきたい。

## 第 9 章 小学校の再編、通学区の見直し

本審議会は、児童生徒に求められる資質・能力（学力）が育まれ、学びを支える「非認知的能力」や「言語能力」の向上が図られることで、一人一人の児童生徒が「私がよりよく成長し、未来への希望や志をもつことができる」と思える学校づくりを進めるためには、芦原中学校と小諸東中学校を学区とする併設型小学校・中学校の形態で小中一貫教育を推進することが望ましいとした。そして、前章で述べたように、小学校再編は併設型小学校・中学校の形態を実現することを念頭に進めることとした。

この考え方のもとに小諸市 6 小学校の再編を検討する。

### 1 芦原中学校区と小諸東中学校区について

#### <芦原中学校区についての検討>

芦原中学校区は児童生徒の減少が小諸東中学校区と比較して大きいことが将来の児童生

徒数の予測推計から明らかになっている。

まず始めに検討したことは、芦原中学校が、現在のように、坂の上小学校、千曲小学校、水明小学校から入学してくる児童の数で、今後も「より望ましい学校の姿」を推進できる規模を維持できるかということであった。減少の大きさによっては中学校区の再編が必要となるからである。

#### 【解説】<学校の適正規模>

##### ○学校教育法施行規則第 41 条

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない。(中学校もこれに準ずる。)

##### ○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省

##### <中学校>

12 学級以上 18 学級以下を標準とする。

1~2 学級 複式学級が存在

3 学級 クラス替えができない規模

4~5 学級 全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模

6~8 学級 全学年でクラス替えができ同学年に複数教員を配置できる規模

9~11 学級 全学年でクラス替えができ同学年に複数教員の配置や免許外指導(教科指導のできる教員が不足している場合にその教科免許を持たない教員が許可を得て教科の指導を行う)の解消が可能な規模

##### <教員の配置について>

\*長野県教育委員会は中学校 10~13 学級では学級担任のほか 6 名の専科教員(9 学級では 5 名)を配置する。11 学級の中学校は 12 学級、13 学級と比較して教員の負担が大きいことから、さらに 1 名の教員を配置している。

\*小学校の専科教員配置は国の示した 1 学級 40 人定員をもとに算出される。(令和 3 年度以降現在の 1 年生から順次 35 人定員) 6 学級以上で 1 名、14 学級以上で 2 名、26 学級以上で 3 名である。

- 2020 年度の芦原中学校の生徒数は 407 名である。予測推計によると、30 年後(令和 32 年度)には 239 名となり、1 学年の平均人数はおよそ 80 名となる。1 クラス 35 人定員で考えると 1 学年 3 学級、全校で 9 学級となり、標準とされる全校 12 学級~18 学級の範囲からは外れる。
- ただ、3 学級の維持に必要な 1 学年 71 名以上の生徒数は確保でき、30 年後も 3 学級が維持されると見込まれる。これは、全学年でクラス替えができ同学年に複数教員の配置や免許外指導の解消が可能な規模である。
- また、一人一人の生徒の障がいに応じた教育をきめ細かく進めるため、特別支援学級は今後も 2~3 学級は必要となる。全校の学級数は通常学級と合わせると 11 学級~12 学級となり、専科教員 6 名のほか、さらに 1 名配置される基準となる全校 11 学級は確保できる。

今後、芦原中学校の生徒数は減少するが、現在の通学区を変えなくても 11 学級以上

が確保され「より望ましい学校の姿」を推進できる規模が維持されると考えることができる。

#### <小諸東中学校区についての検討>

- 小諸東中学校における 30 年後（令和 32 年度）の生徒数予測は 331 名である。1 学年の平均は 110 名で 3～4 学級、将来も全校 12 学級（特別支援学級を含め）は維持されることが見込まれる。

#### <小諸市の中学校区について>

- こうした予測推計から考えると、芦原中学校区と小諸東中学校区はおおむね現状のままでよいといえる。
- したがって、併設型小学校・中学校としての芦原中学校区は、坂の上小学校、水明小学校、千曲小学校の学区とする。また、小諸東中学校区は、野岸小学校、東小学校、美南ガ丘小学校の学区とする。
- 現在、生徒減少に伴う中学校空き教室は少人数学習や課題別学習の教室として使われており、一人一人の学びに応じた指導を推進するスペースとなっている。また、小中連携における小学 6 年生の中学校体験学習にも活用されているが、小中一貫教育導入時には児童生徒の交流及び小学校高学年児童の中学校での学習に活用が可能となる。

## 2 芦原中学校区の小学校再編

改めて、小学校再編統合を検討する観点を確認する。

1 つ目は、「小諸市学校改築・再編基本方針」に記された望ましい学校の規模である「1 学年 40 人以上、2～3 学級以上」が長く維持されることである。

2 つ目は、小中一貫教育を推進する併設型小学校・中学校の形態と教育実践が実現できることである。

3 つ目は、学校教職員と行政サービスの集約、市民参加による教育の推進、ICT 機器の活用によって、「一人一人」の学びを支える組織づくりが可能となる規模になることである。

- 芦原中学校区の児童生徒数の予測推計によると、10 年後（令和 12 年度）の児童数は、坂の上小学校 201 名で 1 学年平均ではおよそ 35 名、水明小学校 244 名で 1 学年はおよそ 41 名、千曲小学校 77 名で 1 学年はおよそ 13 名となる。ただし、実際には、学年によるばらつきや特別支援学級へ入級する児童の数を考慮すると、それ以下となる学年が生じるため、どの小学校も、1 学年 40 名以上をすべての学年で確保することは難しくなることが予想される。そして、その後児童数はさらに減少し、「小諸市学校改築・再編基本方針」に示された「1 学年 40 人以上、2～3 学級以上」が長く維持される状況ではなくなる。
- また、特別支援学級の数を加えても、全校で、国の示した 14 学級の維持が難しくなり、専科教員が削減（すでに千曲小学校は専科教員が 1 名）されることが予想される。そのため、教員の指導時数が増加し、仕事が過密となり、勤務状況はさらに厳しくなる。
- 第 6 章「学校教職員と行政サービスの集約」の項では「学級を一人担任制とせず、複

数担任制、学年担任制にしたり、小学校高学年での教科担任制や中学校教師とのチームティーチングを実施したりするなど、教職員が目標と指導の方向を共有し、チームとして取り組む先進事例が幾つも報告されている。こうした取り組みを導入するためには、人手の確保がこれまで以上に必要となる状況も生まれてくる。」とした。一人一人の学びを支える教育を推進するためには、1学年に複数の教員を配置し、チームを組んで指導に当たることが必要となる。

- こうした「小諸市学校改築・再編基本方針」の見地および学校職員と行政サービスの集約の視点から、さらには、小中一貫教育が継続して推進できるようにするために、3校とも再編の対象として検討することとした。
- 再編は、2校に再編する場合と1校にする場合が考えられる。  
2校設置する場合、千曲小学校と水明小学校、千曲小学校と坂の上小学校、水明小学校と坂の上小学校との組み合わせが考えられるが、どの組み合わせも「小諸市学校改築・再編基本方針」に沿わない規模の学校ができてしまう。
- 一方、坂の上小学校、水明小学校、千曲小学校の3校を統合し1校とした場合、10年後（令和12年度）の児童数は3校合わせておよそ522名となることが推定される。1学年の平均は87名、3学級編成となる。30年後（令和32年度）推定は405名。1学年およそ67名で2学級編成となる。「1学年40人以上、2～3学級以上」が長く維持される規模である。

こうしたことから芦原中学校区の小学校の再編は、3校を統合し1校とすることが望ましいと考える。

再編統合の時期についてであるが、芦原中学校区の小学校3校の1年生入学児童の推計をみると、坂の上小学校は令和3年度37名、千曲小学校8名、水明小学校は令和4年度で33名となり、1学年40名を下回る。小規模化はすでに進行しており、専科教員の確保も課題となってきている。求められる教育を推進するためには、学校の再編統合はまったなしの状態であり、一日も早く進める必要があると考える。

### 3 小諸東中学校区の小学校の再編

- 小諸東中学校区の小学校の児童数は、芦原中学校区ほどではないものの、減少傾向にある。特に野岸小学校では、令和7年度入学児童の予測数は35名となり、その後も入学児童数は減少傾向になることが予想される。1学年2学級を維持することは難しい。  
こうしたことから小諸東中学校区の小学校についても再編を考える必要がある。
- 野岸小学校、東小学校、美南ガ丘小学校の児童数は、10年後（令和12年度）も1000名を越えていることが予測される。芦原中学校区のように3校を統合すると、1学年5学級の過大規模学校となってしまうため、2校に再編することを考えたい。
- 2校に再編する場合、野岸小学校と東小学校を統合する案と、野岸小学校と美南ガ丘小学校を統合する案が考えられる。

野岸小学校と美南ガ丘小学校を統合する案では、10年後の推計で、両校合計の児童数は710名、東小学校は331名となり、学校規模で大きな差が生まれる。また、30年後（令和32年度）の推計では東小学校は169名で1学年およそ28人となり、「1学年2～3学級以上」が維持できなくなる。

野岸小学校と東小学校を統合する案では、同様に10年後の推計で、両校合計の児童数は547名、美南ガ丘小学校は494名となる。1学年平均はそれぞれ91名、81名で、どちらの学校も3学級となる。30年後の推計でも、野岸小学校と東小学校合わせて326名、美南ガ丘小学校348名で、それぞれ1学年平均54名、58名である。「小諸市学校改築・再編基本方針」の「1学年40人以上、2～3学級以上」が長く維持されることが予想される。

こうしたことから、小諸東中学校区は野岸小学校、東小学校を統合した小学校と美南ガ丘小学校の2校に再編することが望ましいと考える。

小諸東中学校区は、野岸小学校と美南ガ丘小学校においては、当面（予測では今後6年ほど）の児童数減少幅は緩やか、もしくは横ばいの傾向が続く。特に、東小学校では、微増する年度もある。ただ、その後、芦原中学区と同じような減少傾向となることが予測されている。そこで、再編に当たっては校舎の耐久年数を考慮するとともに、今後の児童減少の推移やICTを活用した遠隔授業の導入・活用状況、国における少人数学級編成等の方針や動向などを見極め、適切な時期に進めることが望ましいと考える。

#### 4 再編に伴う配慮事項、及び望ましい学校の実現に関わって

- 新校建設は中学校隣接か近い距離が望ましい。

小中の校舎が同じ敷地もしくは徒歩で行き来ができる距離でなければ小中一貫教育の効果が薄くなる。進行建設の場合は、中学校隣接か近い距離が望ましい。

- 新校を設計する場合は求められる教育の具現化を図る視点で進めたい。

新校を設計する場合は、児童生徒が「私がよりよく成長し、未来への希望や志をもつことができる」と思える学びや、その「一人一人の学びを支える教育の推進を図る学校」の具現化を図る視点から進めたい。

- スクールバスの導入を児童の様々な状況に配慮して進めたい。

学校を統合した場合は通学範囲が広くなる。通学距離が、国で設定している4キロを越える児童も多くなるので、スクールバスの導入が必要となる。その場合、児童の体力低下や放課後の遊び、家庭学習、疲労等に配慮した対策を進めることが求められる。

- 通学路の安全確保の取り組みを進めたい。

また、統合に伴って通学路が変わったり、通学距離が長くなったりする児童が出てくる。市長部局の関連部局や警察等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラなどについても必要に応じて整備を行うことや保護者、地域ボランティア、警察と連携し、不審者による犯罪

や交通事故の防止等通学路の安全確保のための取り組みを進めることが求められる。

○ 小諸市独自の取り組みにより教育を魅力的なものにしたい。

第4章では、児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進する学校の姿を明らかにし、第5章では、「より望ましい学校の姿」の実現を図る学校運営の在り方を探り、それを受けて第6章では、「一人一人」の学びを支える組織づくりを提案した。

こうした「一人一人」の学びを支える組織づくりを進めるため、例えば、

\*教員、支援員を集約し、理科、音楽以外の英語、社会、算数科等の専科教員を配置したり、中学校と連携して、高学年での教科担任制やチームティーチングが出来やすくしたりするなど教科学習の充実を図る。

\*学習や集団生活に不適応を示す児童生徒、不登校児童生徒、様々な障がいのある児童生徒（幼保を含む）、教育の支援を必要とする家庭等をサポートする体制を、医療機関、保健師、福祉関係者、行政等と連携して整える。

\*ボランティアの皆さんのが学校訪問し児童生徒と関わること（読み聞かせ、学習支援、ゲストティーチャー導入等）ができやすい仕組み（活動や打合せや控えのスペース、組織、学校体制等）を整える。

などの取り組みを進め、小諸市の教育を魅力的なものにすることが望まれる。いわば、小諸市の教育の個性化である。

○ 一貫性ある教育の具体的な取り組みを早く実施に移したい。

一貫性のある教育は一年でも早く実施していくことが大切なこととなっている。前章でも述べたが、一貫性のある教育は小学校の再編が完了するまで待つのではなく、小・中学校の接続（5年、6年、中1）を中心としながら、小・中学校間で目指す子ども像を共有し、同じ方向性をもってカリキュラムの編成、実施、マネジメントを行う取り組みを組織化し、すぐにでもできるところから実施に移したい。特に、取り組みの結果を残し、伝え、共有し、確実に成果につながるものとしたい。

○ 学校と地域がパートナーとして連携・協働する組織づくり（地域学校協働本部等）と、地城市民と児童生徒が交流できる学校づくりを進めたい。

「第6章 一人一人の学びを支える組織づくり」の項では「市民参加による教育の推進」を提案してきた。これまででも、学校は地城市民の皆様に支援をいただき、通学路の安全確保や学習ボランティアの活動等を核として信州型コミュニティ・スクールの取り組みを進めている。再編統合を進めるに当たっては、学区が拡大するため、新たな学校を支える地域コミュニティづくりを進めることが求められる。

また、「第4章 1 (3)」、「第6章 2」で述べたように、今、児童生徒が地域の方々（高齢者、成人、学生、保護者・PTA、NPO、民間企業、団体・機関等）とつながり、地域に学び、自分が育つ社会に目を向けて小諸を愛し、自分の進路について考えを深めていく取り組みを進めることが重要なこととなっている。そのためにも、信州型コミュニティ・スクールの活動を大切にしながら、学校と地域がパートナーとして連携・協働する組織づくり（地域学校協働本部等）と、地城市民と児童生徒が交流

できる学校づくりを進めたい。これは、学校を核とした地域づくりでもある。

## 5 通学区の見直し

小諸市学校改築・再編基本方針には「区の中で学校が複数校に分かれることのないよう、学校再編とあわせて通学区の見直しも検討する」ことが記されている。審議会に科せられた検討項目の一つである。

学校の再編統合によって「区の中で学校が複数校に分かれれる」状態は多くの区で解消されるが、なおも 6 つの区で「複数校に分かれれる」状態となる。この 6 つの区の通学区の見直しをする。

- 小学校再編後も、現状のままでは学校が複数校に分かれれる区（その結果、中学進学が複数校になる場合を含め）は、荒町区、八幡町区、赤坂区、古城区、南町区、乙女区の 6 区である。特に荒町区、八幡町区、赤坂区、古城区、南町区は、芦原中学校区と小諸東中学校区の両方に重なっている。また、乙女区は野岸小学校と美南ガ丘小学校の学区に重なっている。
- まず、小中一貫教育を進めるために見直しをしなければならないのは芦原中学校区と小諸東中学校区に重なる荒町区、八幡町区、赤坂区、古城区、南町区についてである。この区について令和 2 年度の児童の通学状況をみる。
  - ・野岸小学校には、荒町区で 6 名、南町区で 18 名、赤坂区で 14 名、古城区で 9 名、南町区で 18 名の児童が通学している。
  - ・坂の上小学校には、荒町区で 3 名、古城区で 10 名の児童が通学している。
  - ・千曲小学校には、古城区で 18 名の児童が通学している。南町区はこの年度では通学児童はない。
- 芦原中学校に野岸小学校から進学している生徒は、1 年生 5 名、2 年生 0 名、3 年生 2 名である。その内訳は古城区が 6 名、赤坂区が 1 名である。
- 児童生徒の通学状況をみると、八幡町区、赤坂区の児童はすべて野岸小学校で学んでいる。芦原中学校への進学は、赤坂区から 1 名である。これまで多くの児童が小諸東中学校に進学している歴史がある。地理的にみると、芦原中学校、小諸東中学校の中間か、やや小諸東中学校に近い位置になる。こうした状況から考えると、再編後は小諸東中学校区である野岸小学校・東小学校区とすることが望ましい。
- 荒町区の通学状況は、荒町一丁目の 3 名の児童が坂の上小学校、荒町二丁目の 6 名の児童が野岸小学校に通学している。地理的にみると荒町一丁目はやや芦原中学校に近く、二丁目は両中学校のほぼ中間に位置する。区全体では野岸小学校に通学している児童が多い。また、二丁目の児童で芦原中学校に進学している例があまりない。こうした状況を考えると、荒町区も小諸東中学校区である野岸小学校・東小学校区とすることが望ましい。
- 南町区は、万才海土以南地区が千曲小学校区、それ以外が野岸小学校区となっている。野岸小学校に通学している児童は 18 名、千曲小学校に通学している児童はない。区全体ではほとんどの児童が野岸小学校に通学している。地理的には赤坂区より東に位

置し、小諸東中学校に近い。また、万才海土以南地区は小諸東中学区である東小諸区と接している。こうした状況から考えると、南町区も野岸小学校・東小学校学区とすることが望ましい。

- 古城区は坂の上小学校に10名、千曲小学校に18名、野岸小学校に9名の児童が通学している。再編される芦原中学校区の坂の上小学校と千曲小学校に通学する児童は28名となる。また、芦原中学校に野岸小学校から進学している生徒の状況をみると、全生徒7名中6名は古城区からである。地理的には芦原中学校、小諸東中学校の中間付近から芦原中学校寄りとなる。こうした状況を考えると、再編後の古城区は芦原中学校区となる坂の上小学校・水明小学校・千曲小学校の学区とすることが望ましい。
- 乙女区は、しなの鉄道南側を除く地域が野岸小学校区で南側が美南ガ丘学校区となっている。令和2年度、野岸小学校に通学する児童は22名、美南ガ丘小学校に通学している児童はない。ほとんどの児童が野岸小学校に通学している。地理的には野岸小学校と美南ガ丘小学校の中間付近に位置する。こうした状況を考えると、乙女区は野岸小学校・東小学校区とすることが望ましい。

以上述べてきた6つの区について通学区を一覧表にして示す。

区名	小学校再編前	小学校再編後
荒町区	一丁目 坂の上小 二丁目 野岸小	野岸小・東小学区
八幡町区	野岸小（芦原中・小諸東中へ進学可）	野岸小・東小学区
赤坂区	野岸小（芦原中・小諸東中へ進学可）	野岸小・東小学区
古城区	一丁目、二丁目1, 2, 4番地区は坂の上小 中棚、城下、坂下の地区は千曲小 二丁目3, 5, 6, 7, 8番、三丁目の地区は野岸小	坂の上小・千曲小・水明小学区
南町区	万才海土以南地区は千曲小 万才海土以南地区を除く地域は野岸小	野岸小・東小学区
乙女区	しなの鉄道南側は美南ガ丘小 しなの鉄道南側を除く地域は野岸小	野岸小・東小学区

なお、通学区の変更時期は「学校再編とあわせて通学区の見直しも検討する」とする小諸市学校改築・再編基本方針に沿って、小学校再編と同時期に行うこととする。したがって、芦原中学校区と小諸東中学校区とに重なる荒町区、八幡町区、赤坂区、古城区、南町区は芦原中学校区の小学校再編と同時期に、また、乙女区は小諸東中学校区の再編と同時期に行うこととする。

## おわりに

本審議会は、平成31年3月より、新型コロナウイルス流行の緊急事態宣言等による中断を挟み、2年に及ぶ審議を進めてきた。この間にも社会の変化は益々加速している。特に、コロナ流行の中で人ととのつながり方、働き方等の変化が求められ、ICT(情報通信技術)の活用や「新しい生活様式」と呼ばれる取り組みが進められてきている。私たちの予測をはるかに超えた社会の変化である。

この社会の変化は、児童生徒を育てる教育のあり方にも変革を求めるものとなっている。流動する時代を見据えて、知識の獲得だけではなく、自ら考え、判断し、広く社会に働きかけていく力を育てることを大切にした教育理念や学力観が柱となり、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業、小学校高学年の英語科やプログラミングの学習がすでに始まっている。タブレット等ICT機器を児童生徒一人一人の学習に活用する取り組みも急がれている。また、新しい学力観による大学入学試験制度がこの春から開始となった。高校入試改革も令和7年春の実施に向けて進行している。さらに令和3年度からは小学校の35人規模学級（長野県は既に実施している）が全国で現在の1年生から順次実施に移される。小学校高学年の教科担任制も令和4年度から実施となる。

ただ、求められている教育を実際に推進するのは、文部科学省でも県教育委員会でもない。学校現場で1時間の授業をつくり指導する一人の教師であり、子どもを支える一人の保護者であり、地域から支援する一人の市民であり、組織と環境を整える市行政である。求められている教育の実現に向けて、その学校職員と保護者と市民とが協働して取り組むための組織づくりと実践に向けたプロセスを、行政とともに、今こそ、つくり出していかなければならない。

この答申は、最終的には小学校の再編案を示すものとなっているが、時間をかけて長く議論してきたことは、これからの中の教育をどのような形で進めることが小諸市の児童生徒にとっても、市民にとっても未来あるものになるかということであった。私たち本審議会の委員が一致して望むことは、その趣旨を学校職員、保護者、市民、行政それぞれにご理解をいただき、この答申を、新たな教育に向けて共に連携し、できるところから実践に移すための出発点としていただきたいということである。

そのためには、私たちはこれまで議論してきた内容を具体的な取り組みに表すとどのような形となるのかという「見える化」を試み取りまとめてきた。作成した「見える化」のまとめは、これからの中の実践に向けて、学校職員、保護者、市民、行政が共に考え合うための、いわば「たたき台」である。作成した「見える化」のまとめをもとに、様々な取り組みや具体的な取り組み方を描いていただけるとありがたい。

最後に、こうした時代に育つ児童生徒が、小諸市の多くの皆様に支えられ、時代の変化を前向きに受け止め、様々な「ひと・もの・こと」と関わりながら、主体的に学び、この地で学んだことを誇りとし、夢と志をもって自分の人生を切り開き、ふるさと小諸を愛し支える人材、広く社会で活躍できる人材となることを願うところである。